

教養部改組の経緯—教養部内「改革」関連 諸委員会の動向を中心に—

文学部 古 畑 徹

Circumstances of the Abolition of the College of Liberal Arts

Toru FURUHATA (Faculty of Letters)

はじめに

今回の金沢大学の組織改革において、最も大きな位置を占めるのが、教養部の改組・転換＝廃止である。教養部がこのような決定をするに至るまでには、その内部で「大学改革」に関する侃侃諤諤たる議論が行われ、かなりの紆余曲折があった。本稿の目的は、この間の経緯を、紙数の許す範囲でできる限り丁寧に記録することにある。そしてそれは、未だ真の意味で解決を見ていらない教養部改組後の諸問題を考えるうえでの材料を提供することになるとともに、また何年後かに起こるであろうさらなる「大学改革」の折に役立つ資料を提供することにもなろう。

できる限り客観的な叙述が望ましいが、諸会議の膨大な記録を逐一羅列しても、実態は見てこない。そこで、この間の紆余曲折を最も象徴的に示している、教養部内の「改革」関連の諸委員会の動向を軸に、筆者なりの理解に基づく叙述をすることにした。ただ、筆者はこのいくつかの委員会の委員もしくは委員長であったことから、事情に最も精通していると同時に、自己弁護に陥る危険性も合わせ持つ。読者の方々には、この点を十分了解しておいていただき、誤りと思われる点については、後日批判の稿を起こしていただければと思う次第である。

1. 一般教育検討委員会から将来構想検討委員会へ

教養部内で、改組についての本格的な議論が起きたのは、1993（平成5）年10月26日の臨時教養部会からである。しかしそこに至るには、それなりの前史が

ある。まずは、1991年7月の大学設置基準の「大綱化」前後における教養部の対応から筆を起こすこととしたい。

1990年頃の教養部の最大課題は、城内から角間への移転問題だった。この移転問題の過程で、すでに教養部と学部との間に対立関係が生じており、これが教養部教官に教養部あるいは教養教育への強いアイデンティティを形成させる基盤になっていたようと思われる。それ故、1990年7月に出された「大学審議会教育部会審議概要その2」などで、大学審の大学設置基準見直し答申の内容がどのようなものになるかはっきりしてくると、教養部会では、その存在の法的根拠が失われ、教養部の廃止・教養教育の切り捨てへと学部側が走り出すのではないかという危惧が表明されるようになってくる。そして11月6日の第528回部会では、「概要その2」の「大綱化」と「担当教官固定化の解消」という提案に反対の意思表明を行なった。そうした中で、答申が出される前に、教養教育の新たなる位置づけをし、教育改革をしていくことで、この状況を乗り切ろうという見解が主流を占めるようになった。そうして1990年12月18日の第531回教養部会で設置されることとなったのが、一般教育検討委員会（第一次）である。

この委員会には、大学教育における一般教育の位置づけの検討、現行の一般教育をめぐる問題点の検討、一般教育のカリキュラムのあり方の検討、の3点が検討課題として課された。1991年1月から1年間の任期の間、この委員会は都合30回開かれ、同年12月に報告書をまとめあげた。

この報告書では、一般教育を、「教養教育の目ざすべき課題は、(1)自主的・自立的判断力の養成、(2)論理的思考力の養成、(3)批判的問題意識の養成、(4)柔軟な思考方法の養成、(5)全体的・総合的視野の養成、ということになる。換言すれば、このような課題を前提として、本質的に開かれた原理的思考に立脚しつつ、学問の総体を現実との関わりで問い合わせ力を育成するところに教養教育の成立根拠があるといえよう。(中略)かくして、この意味における教養教育と、個々の学問分野に固有の知識大系と方法を教育する専門教育とは、相互に前提としあい、大学教育の両輪をなすものである。」と位置づける。そしてこれを基盤に、教養教育と専門教育の並行実施、教養科目の再構成（テーマ別総合科目・テーマ別個別科目・一般科目・言語科目を教養科目とし、教養・専門の双方に関わるものとして基礎科目を置く）、教養科目の原則選択制、教養教育配当単位の50単位めど、などが唱われることになった。

この報告書は、1991年5月に発足した全学の学部教育等検討委員会（以下「学部教育等委」と略す）で検討される一方、教養部会で約5ヶ月にわたって審議され、1992年6月2日の第559回教養部会で基調報告として承認された。続く6月16日の第560回教養部会では、この基調に沿いながらカリキュラムの問題点を検討し、その具体的編成に当たることを目的とした、第二次一般教育検討委員会が設置された。そしてこの委員会の検討を基に、全学の学部教育等委等でさらなる検討が行われ、1994年4月からの新カリキュラムの実施となるわけである（科目の構成が第一次委員会の報告書とは変わり、全学の共通科目としての教養的科目を設定し、これを、総合科目、テーマ別科目、一般科目、言語科目、基礎科目に分類することになった）。

この審議と同時に起こったのが、前期一般教育課程と後期専門教育課程の課程区分の廃止問題である。課程区分の廃止は、教養・専門の並行実施のために検討を要することではあったが、それよりも教養課程における留学生の増大という問題への対応という面が強調された。具体的な検討は、1992年2月7日の第12回学部教育等委で始まり、3月16日の第14回学部教育等委では通則改正を含む提案がなされた。これらを受けて教養部会でも検討が行われたが、「課程区分廃止」の意

味する内容が問題となり、教養課程から専門課程への進学期における留年制度の廃止という意味に限定したものとの教養部長の説明を了解して、この方向に限定して学部教育等委の審議に参加することとなった。そして教養部は、5月29日の第16回学部教育等委での課程区分廃止の決定に当たり、教養教育と専門教育が車の両輪であるとの確認なしに課程区分だけが廃止されることは教養教育の圧縮・軽視につながるという危惧を述べ、また「一般教育検討委員会報告」の協議が継続中であることを理由として、保留という態度を採った。しかし課程区分の廃止自体は答申として、将来計画検討委員会（以下「将来委」と略す）、そして評議会へと上がっていく。

教養部が課程区分廃止、とりわけ通則改正の問題にこだわったのには、教養部の存在根拠を示す学内規程がなくなるのではないかという危機感があった。そしてそれは、7月17日の第522回評議会で出された通則改正原案（第3条第3項の削除、第4条等の修正）によって現実のものとなった。教養部評議員はその場で学部教育等委の答申の範囲を超えているとの意見表明を行い、以後評議会は教養部と学部等との激しい意見対立の場となる。この間教養部会ではこれへの対応が議論され、学長と教養部長・評議員との懇談会（11月16日）などによっても事態は好転せず、12月15日の臨時教養部会で、通則改正は「一般教育の責任主体を曖昧にし、且つ教養部の権限を縮小する内容」なので反対する旨の声明が採択されることになった（賛成42、反対14、白票3）。それでも通則改正は、翌1993年2月9日の第528回評議会で、改正が教養部の主体性や権限を奪うものではないことを確認の上で了承され、4月1日から課程区分が廃止となった。

しかし、評議会の確認にも関わらず、これに連動して教養部の権限の一部は奪われてしまうことになる。それは教養的科目のカリキュラム編成権で、新カリキュラムを全学協力体制で実施することとも相俟って、全学の委員会であるカリキュラム実務委員会（1993年7月設置）がこれをを持つことになったのである。ただし、実際の運営は教養部において行われた。カリキュラム実務委員会にはその下で実務を行う各科目小委員会が置かれたが、教養部にもこれとパラレルな形で、

カリキュラム調整委員会とその下で実務を行う各科目の企画委員会が置かれた。そして、カリキュラム実務委員会に調整委員会と企画委員会の長が委員として加わり、かつ各企画委員会委員は全員各科目小委員会の委員も兼ねたのである。いうなれば、実質教養部内で編成したカリキュラムを、全学が承認して責任を取る体制ができたのである。これは、新カリキュラムの円滑なスタートのための巧みな体制ではあったが、その一方で教養部の性格を教養教育の責任主体から運営主体へと自動的に変化させるものもあり、かつその主体が教養部であることの必然性に疑問を抱かせるものでもあったのである。

通則改正等を通して、教養部は学内外に説明できるだけの存在根拠を再設定しなければならなくなっていた。しかし当時この認識はほとんど持たれていなかったようである。それ故、1992年12月15日の臨時教養部会で将来構想の委員会設置という提案が出されたが、提案者からさえその必要性が十分説明されなかつたこともあり、設置の賛否が分かれることになった。それでも、1993年2月2日の第573回教養部会で設置が了承され、将来構想検討委員会が発足する。しかし、この委員会は発足当初から議論が空転した。その原因の第一は、教養部の中長期的展望の検討というだけで何をどう検討すべきかが明瞭にされないまま発足した点にあり、第二は、それ故にその設置に反対した教官が委員の半数を占めた点にある。いうなれば、部会は方向性を見いだせないまま、組織としての将来への漠たる不安によってこの委員会を生み出したのである。

将来構想検討委員会は、3月17日から10月6日まで16回開かれ、中間報告を10月19日の第588回部会に提出した。そこには、確認された点3項目、指摘された問題点4項目、意見が分かれた点7項目が書かれ、個々の委員のあるべき教養部像の相違が明白となるものだった。とりわけ教養部組織が教育重点であることを肯定的にとらえるか、否定的にとらえるかは決定的な相違であり、肯定意見の中には「研究の自由」の中には「研究しない自由」も含まれるという極論まで出てきていた。教養部教官に教養部・教養教育への強いアイデンティティーがあるとはいっても、それが「同床異夢」であることがここに明らかになったわけである。

2. 第一次組織改革検討委員会

教養部会が将来構想検討委員会の中間報告を審議し始めた頃には、すでに改組への他部局からの圧力が強くなってきていた。学部教育等委は93年7月以降、「教養的科目的教育担当組織について」という議題を掲げて、事実上教養部改組のための準備的検討に入っていた。10月には組織問題を重要議題とし、教養部の改組を含んだ学部の将来構想案まで提案され始めていた。

一方教養部は、部局の浮沈に関わる問題はその部局の意向を無視してはならないという原則と、将来構想検討委員会が現在検討中であることを理由に、改組論議自体を拒否する方向で対応しようとしていた。これに対し、このままでは意に沿わないませざるを得なくなってしまった角間移転の二の舞になると考える教官の間で、教養部から改組構想を提案しようという動きが生まれ、有志の勉強会が発足した。そしてこのグループから、将来構想検討委員会の中間報告を審議する10月26日の臨時教養部会に、「教養部学部化構想試案(国際教養学部案)」が提案されることとなる。

この提案は、多くの教養部教官にとって青天の霹靂だった。提案の仕方が通常の手続きをはずれたものであったことから激しい議論が行われたが、全学の学部教育等委・将来委の急速な改組への動きもあり、もはや改組論議に踏み込まないという決定はできない状況になっていた。11月16日の第590回教養部会は、①教養教育の責任主体を明確にする、②教官個人の孤立化を避け、研究・教育条件を悪くしない、③最終の意思確認は部会で行う、ことなどを踏まえ新たな組織改革に向けて対処する委員会を早急に設置することを了承した。そして続く30日の教養部会で、④組織改革は教養教育に関して新カリキュラムの実施を前提とする、という確認を加えた上で、任期を翌94年3月までとして委員の選出を行った(この後将来構想検討委員会は事実上動かなくなり、翌年8月9日の第607回教養部会で解散が承認される)。

この委員会は12月2日に第1回の会議を開き、名称を組織改革検討委員会(以下「第一次委」と呼ぶ)と決め、早速に教養部教官に改革構想の提案を要請し、提案があり次第逐次検討することとした。その結果、

提案締切の12月22日までに、先の④「国際教養学部」構想試案（教養教育の運営主体）以外に、⑤「組織改革への提言」（文系教員の全面再編成）、⑥「国際文化学部」構想試案（教養教育の責任主体）、⑦「生涯教育学部」構想試案（教育学部との合体、教養教育のセンター方式）、⑧「国際教養学部」構想試案（④とは別）、⑨「教養教育管理機構」構想試案（教養教育のFDセンター的管理機関）、⑩「共同研究総合教育部」構想試案（教養教育センター機能を持つ大学院）の7提案が出された。これらは学部教育等委の「新学部設置構想に関するワーキンググループ」に順次提出されるとともに、第一次委で共通性のある改革構想を調整していくことになる。

上記提案のうち、新学部構想といえるのは④⑤⑥⑦の4提案で、他学部やワーキンググループから出された9提案とともに、翌年1月には全学的検討の俎上に上ることになった。それと同時に各提案者から修正案が出され、④は「国際人間科学部」に、⑦は「国際社会学部」に、⑧は「生涯教育学部」B案にそれぞれ変更された。また教養教育の実施に関する提案として、⑨の修正案が出され、また新たに⑩「教養部改組・新学部設置にともなう一般教育の実施組織案」（学部横断型の専門家集団をベースとする委員会方式）も提案された。この⑩が、現在の「教養教育機構」の原型になったものである。

ワーキンググループによる新学部構想案の絞り込みは、1994年1月から2月にかけて急速に行われ、第一次委によるそれより先行してしまう。これは文部省説明へ向けて時間的にやむを得ない部分を持ってはいたが、当事者の合意形成という点では明らかに問題があった。この間の第一次委は、構想案の検討よりも全学の動きへの対策委員会的仕事の方が大きくならざるを得なかった。

結局、学部教育等委は「国際人間科学部」案に絞り込んで2月21日の文部省説明に臨むことになるが、結果は思わしくなかった。28日の第146回将来委は、24日の第47回学部教育等委の討議を踏まえ、新学部構想を断念し、「国際人間科学部」案を活かしながらの大学院拡充改組及びセンターの新設・改組構想等への移行を了承する。これに対し教養部委員は、十分な論議がな

されていないので拙速を避けるよう要請したが、了承されなかった。そのため2月28日・3月4日の第9回・第10回第一次委は、これへの対応策を検討するとともに、この方針変更を受け入れるかどうか、部会に判断を委ねることとした。

3月8日の第596回教養部会はこれを受けて紛糾するものの、教養部の解体分属は前提とせず、概算要求が認められない場合には教養部の存続を含めて一から考え直すことを確認した上で、教養部からも積極的に大学院・センター案を出すことになる。そこで文系大学院拡充・センター新設・学部改組・定員移行調整のワーキンググループ（3月4日の第48回学部教育等委で設置、以下「ワーキング2」と呼ぶ）から提案された二つの文系大学院構想と二つのセンター構想に対し、これらは小さすぎ、かつ「国際人間科学部」案が活かされていないとして、第一次委は急遽「地域社会環境研究科」「大学教育研究開発センター」の2案を作成した。

しかし、この2案はワーキング2及び3月18日の第50回学部教育等委の取り上げるところとならなかつた。同日午後開かれた第597回教養部会では、これへの大反発が起こる。とりわけ問題視されたのがワーキング2の作成した全学部改組計画一覧（定員移行配置表を含む）で、これでは教養部の単純分属と大差なく承伏しかねるという意見が大勢を占めた。さらに、28日の第51回学部教育等委で、24日の文部省説明を踏まえ、学部改組案を社会的ニーズに応えるものにして移行人数等を見直すこと、センターを言語中心に見直すこと等が決まるとき、翌日の第298回部会の反発はさらに大きいものとなった。特に、臨時増募定員の返還と改組後の新カリキュラム大綱を持ってくることが文部省から指示されたという点が問題となつた。

3月30日のワーキング2会議では、これを受けて教養部委員が、大学院案が教養部の意向と異なる、定員移行表が教養部との調整なしに作られた、教養教育の実施体制が考慮されていないの3点を理由に、教養部が現在の改組計画に参加できない旨を説明することとなる。これにより、ここで行う予定であった定員配置作業は一時中断する。ただこの時、文部省からの指示は、臨増分は新規要求の形で行うこと、教養的科目は

現在の大綱を持ってくることであり、教養部には誤解があるとの指摘を受け、また次回学部教育等委で、委員長が、改組計画一覧表は今後の見直しで変更されること、定員移行と現員の再配置は異なること、教養部教官の希望との調整がある時点で行うことという説明をする旨が確認された。教養部会はこれを受け一旦状況を見守ることになる。

4月7日の第52回学部教育等委では、約束どおり上記の説明があると同時に、「国際言語教育センター」構想（5月には「言語教育研究センター」、7月には「外国語教育研究センター」に名称変更）が提出され、また教養教育の実施組織を検討するワーキンググループが作られ（以下「ワーキング3」と呼ぶ）、教養部委員を中心に案が作られることになった。続く15日の学部教育等委では、12・13日の文部省説明の報告があり、文系大学院構想の難しさとセンター構想実現の可能性が報告された。

19日の第600回教養部会は、再度議論が白熱する。大学改革の現状への批判が数多く出される一方、このまま放置しても概算要求まで全学は進むのだから、分属をにらんだ対応に変更せざるを得ないという意見も出された。この議論は26日の臨時教養部会、5月10日の第601回教養部会と続き、結局概算要求に当たり次の条件を提示することが、投票によって決まった（可52、否9、白票2）。「学部、大学院・センターへの分属に関して、教養部としては次の条件を提示する。1)新カリキュラムは維持する。見直しは最低4年後とする。教養教育実施機構は、新カリキュラムを行いうる教官組織を構想する。2)分属案作成に当たっては、教養部と必ずしり合わせ、教養部教官の意向に最大限沿うようとする。3)分属先では、教授会出席資格、昇格、昇級などで差別待遇をしない。教養部はあくまで概算要求に向けての仮定の作業として分属案作成に協力するものであり、これは教養部解体を決めたものではなく、よって意に沿わない分属案ならば概算要求提出段階で反対するし、概算要求が通らなかった場合は、再度教養部存続を含めて最初から改組案を作り直す。」

1994年2～5月の状況を全学の動向も踏まえて詳述したが、この間にその後の改組の方向性が決定したといつても過言ではない。そしてそれは教養部の自主的

な改革の動きが、改組を急ぐ全学委員会の動きによって潰され、教養部としては全学委員会に教養部教官の意向を反映する案を作るよう働きかけるしか方法がなくなっていく、苦渋の過程でもある。第一次委は、改組案の検討から作業を開始したが、文部省との関係もあって、改組案の検討が実質的に全学委員会において行われたことから、この全学的な動きにいかに対処すべきかについて教養部会の判断を求めざるを得なくなっていく（第一次委は3月14日の第12回が最後であった）。こうして、教養部は改組への最終決定の保留という「爆弾」を抱えていることを示しながら、その決定ができるような案を作り出すよう全学委員会にメッセージを送ったのである。

3、第二次組織改革検討委員会

1994（平成6）年4月以降の教養部会では、各学部改組案への反映や全学との調整のために、分属先の希望アンケート調査をするべきではないかという意見が出始めていた。5月17日の臨時部会は、10日の決議を踏まえてアンケート調査実施の提案が出され、詳細な各学部等の改組計画案を収集した上で、分属先希望等の第1回アンケート調査を行うことが票決により採択された（可44、否18、白票2）。教養部長及び評議員は、これらを受けて、19日には学長と懇談して「教養部が示した条件も尊重しながら」概算要求に努力する旨の発言をとりつけ、また各学部等の改組案収集に奔走する。そして6月に入り、分属先希望アンケートが実施されるが、既にこの時には概算要求は目前となっていた。それと同時に、改組関連の情報が急にオープンでなくなり、教養部教官をいらだたせ始める。

6月21日の第604回教養部会は、概算要求への対応をめぐって議論がなされ、各学部等の改組計画がまだ明確でない、十分な議論がなされていない等の理由で、改組関連の概算要求案に同意すべきではないとの意見が大勢を占めた。これを踏まえ、教養部長・評議員は、24日の第151回将来委及び第543回評議会に臨む。まず将来委で、教養部長が改組関連の概算要求案を評議会に諮ることに反対であるという申し入れをしたが、認められなかった。ついで評議会でも、評議員が概算要求案に承伏し難い旨を述べ、持ち帰って検討の上改め

て協議願いたいと述べたが、これも認められなかった。結局、評議会は教養部の意向を無視して、教養部解体を含む概算要求事項を決定する。

28日の臨時教養部会は、退席等の強行手段にでなった教養部長への非難と、概算要求反対を即刻決議するかどうかで紛糾した。反対決議を即刻行うかどうかは投票となり、即刻行う32対その他33の1票差で否決された。この決定はあくまでこの日行わないというだけであって、教養部の不信・憤懣は明らかだった。

7月2日の第152回将来委はこれを受けに行われ、十分な討議ができなかったことの説明と、教養部と話し合いその意向を尊重する旨を述べる、学長の「所信」が出されることになった。5日の第605回教養部会は、この「所信」を踏まえて討議したが、逆に「所信」自体への疑問が出されることとなった。そこで8日の第153回将来委では、再度説明不足を補い、さらなる誠意を示す学長「所信」を出すことになる。これを受けた12日の臨時教養部会では、まず、学長が行った評議会運営及び評議会が与えた承認に対し、厳重抗議をして撤回を要求する声明を採択する(可41、否23、白票2)。ついで、「今回の大学改革関連概算要求案に反対を表明する」という動議が検討されたが、票決の結果、採択されなかつた(可30、否29、白票6)。

教養部が依然大きな憤懣を残しながらもこのような形で矛を納めた背景には、反対表明でこれから改組の詰めに発言できなくなるのではという懼れと、この改組案では概算要求は通らないだろうという読みがあった。ところが結果は、教養部定員6名の振替による自然科学研究科地球環境科学専攻の新設のみが文部省を通過して大蔵省に概算要求されるという、前例の無い部分改組となつた。これは改組を2年間で行うという意味だという説明が9月1日の第155回将来委でなされ、従来の路線を基本的に継続し、充実することが確認された。

この間教養部では、今まであまりに受身的に対応し過ぎたのではないかという反省が出始め、概算要求最終段階での教養部長などの対応への不信なども加わり、新しい委員会を作つてこれから的事態に対応すべきとの意見が登場してきた。9月6日の第609回教養部会は、将来委の報告を受けての対応として、「改革問題

について教養部としての具体的な方針を出す」ことを目的とし、任期を同年12月末日とする新委員会の設置を決める。これが第二次組織改革検討委員会(以下「第二次委」と略す)である。

この委員会はまず、7・9・13日と立て続けに開催され、当面の事態への対応策を作成する。部分改組という事態に対しては、これまで教養的科目的実施に支障が生じないように全学に支援を求め、それができない場合は人事を否決することもあり得ると表明することにした。将来委の確認に対しては、これに沿つて「作業仮説的に改組案を検討しなければならない」が、そのためには、1)教養部教官の意向を最大限尊重できるよう分属案を見直す、2)語学センターの基本構想を見直す、3)文系大学院を再検討する、の3点を全学的に合意するよう要求することにした。この案は、14日の臨時教養部会で、4)教養教育実施機構の検討に当たつては現行カリキュラムの維持を前提とする、を追加して承認される。

これらの意見表明は、当初教養部長によってなされる予定であったが、将来委及び学部教育等委は第二次委委員長の学部教育等委へのオブザーバー参加を決め、第二次委委員長が16日の第58回学部教育等委で表明した。その結果、学部教育等委の合意を得られるとともに、第二次委委員長を教養教育実施機構を検討するワーキング3に加えることが決まった。これらを受けて20日の第610回教養部会は、第二次委に教養教育実施機構の検討と今後の対応を要請した。こうしてこれ以降の第二次委の検討事項は、教養教育実施機構案の作成と、現員分属のための諸作業となった。

ワーキング3が概算要求用に作っていた教養教育実施機構案は(実施機構という名称は大阪大学を参考にした)、先に教養部内から提案された教養教育の実施案をたたき台にしたもので、形は委員会方式だが、実質は学内措置で教養教育機構への出向を行つて教養教育専門の教官集団を作り出し、教養部を小型化して残そうとするものだった。こうなつたのは、教養部内に教養教育の責任部局が必要とする意見が強く、学部に移行したくないという人も少なくないことを配慮したからである(分属先希望アンケートで希望先無しが教養部教官88名中29名いた)。第二次委はこれを検討し、専

門家集団を「系」と呼んでここを教養教育運営委員会委員の選出母体とすること、先に教養部内で提案されていた教養教育の実施案①を取り込んでFDセンター機能を持つ「研究調査部」を機構内に作ること、等の修正をした上で、研究調査部を教官の出向によるミニ教養部とする案（A案）と分担部局を設けて学部責任体制とする案（B案）を作成した。これを10月4日の第611回教養部会に諮った結果、ミニ教養部案は否定され、B案で検討を進めることができた。以後、第二次委は教養部教官から何度も意見を徴集し、これに基にB案を整備・修正してワーキング3に持ち込んでいた。11月にワーキング3が作成した教養教育機構案は、まさにこの教養部案そのものとなった。

一方、現員分属に関する問題では、早めに分属関連の個人調査を行うべきことを確認し、その調査案を作成した。ただし、教養部が解体分属を決定していないという状況を踏まえ、そのアンケート名は「研究活動に関する調査」とし、調査項目は「研究課題について」（過去・現在・今後の予定）と「研究課題に適合する学部」とした。そこには、教養部からそのスタッフの情報を発信して改組案の見直しに反映させようという意図があった。これも第611回教養部会で了承され、学部教育等委が10月6・7日に、教養部に改組案を説明してそれへの意見を聞く説明・懇談会を開催したこともあり、これを参考に18日締切で実施された（提出75名、海外出張等を含む未提出13名）。集計結果は、教養部会の了解を経て、学部教育等委へ提出された。また、説明・懇談会に対する感想・意見も集約し、要望・問題提起をまとめて学部教育等委に提出した。

教養部のこうした対応を受けて将来委では、改組の詰めとして、現員移行問題の検討・整理のための委員会を設置することが決まった（10月21日第157回）。それが、関係部局長で構成する組織改革調整委員会（以下「調整委」と略す）と、その下で実務作業を行う同委員会ワーキンググループ（以下「調整ワーキング」と略す）の設置である。第二次委は、これへの対応として、調整ワーキングの教養部委員に第二次委の委員長を充てることを決め、教養部会の了承を得る。11月7日から始まる調整ワーキングは、「現員分属に伴う主要事項の整理」の作成を通して分属のための条件整備

（部分改組に伴う来年4月の現員移行に関する問題も含む）を行っていくが、第二次委はそれに教養部の意見・要望を反映させるべく積極的にその作成に関与していくことになる。

以上のように整理してみると、概算要求の一部通過を契機に、教養部教官の多くの意識に変化が生じたことが分かる。それ以前は、全学の拙速かつ強引な改組の動きに強く反発し、教養部存続を志向する傾向が見られた。それが、概算要求の一部通過により、教養部解体はもはや阻止できないと判断せざるを得なくなり、それならば、自分達の専門を活かせる改組案が作られるべきであり、また改組後も教養教育を維持できるようにするのが現責任部局たる教養部の責任で、旧教養部教官と從来からの学部教官が同等に教養教育を担当する体制を作るべきである、という意識が次第に強まっていったのである。第二次委の設置、教養教育機構案の事実上の作成、分属希望先アンケートの希望無し回答数より「研究活動に関する調査」の未提出者数が減少したこと、分属条件整備作業への参加などはそれを如実に示している。

4. 第三次組織改革検討委員会

こうして教養部が第二次委を発足させて改組案の作成に参加するようになり、事態はある程度順調に動き始め、第二次委も後一月でその任を終えようとしていた1994年11月末、思わぬ事態が改組作業を大きく揺さぶった。教育学部の運動改組問題の発生である。

それは、11月25日の第158回将来委における学長の『10月24日・25日の日本教育大学協会学長・学部長連絡協議会において、文部省教育大学室長から、教員養成学部の組織の見直しの基本的なあり方について発言があり、その主旨は、今後の教養部改組と、それに伴う全学改組は、教員養成学部の抜本的改組が前提であるとする内容であった』という報告で始まった。この室長発言の中に教員採用率の問題が含まれていることから、これが本学を名指しにしたも同然であることは明らかだった。にもかかわらず、一月も前のこの会議に出席していた教育学部長からは、この時点まで何の報告もなかった。全学の非難が教育学部に集中するとともに、從来の教育学部改組案の根本的な変更（教育

学部リストラ案への変更）とそれに伴う各学部改組案の見直しが緊急課題として浮上する。

これは教養部にとっても大きな意味を持っていた。それは、従来の改組案で教育学部に9名分の定員が移行することになっていたからだけではない。学部教育等委の合意を得たとはいえ、分属案見直しの働きかけが、従来案を守ろうとする各学部の意向のために頓挫しかかっていたからである。この事態は、教養部にとっては千載一遇のチャンスだったのである。

そこで第二次委は、11月29日・12月8日・20日に第13・14・15回の委員会を開いてこの問題を検討した。第二次委が恐れたのは、今後の全学的見直しが、各学部が従来案に教育学部からの定員移行を入れて膨らませるだけで済まされることだった。そして今こそ各学部案への教養部からの強いアプローチが必要という認識に至り、そこで、「教養部教官の意見を新しい改革案に反映させるため、様々な問題について検討する」第三次組織改革検討委員会（以下「第三次委」と略す）の設置を（任期は今度の概算要求の見通しが立つ来年8月末）、20日午後の第617回教養部会に提案することになった。この提案は了承され、早速26日に第1回の委員会を開くことになる。

第三次委は、1995年の1月から2月にかけて、積極的に全学へ向けて教養部の意見を発信していった。第三次委が決めた今回の新事態への対応方針は、金沢大学が総合大学であるということを基本に、各学部が全学的シャッフルの視点に立った改革案作成へ動き、そこに教養部教官の適合学部のアンケート結果が活用されるよう働きかけることであった。しかし教養部の意見は、各学部の新改組案作成に当たって、教育学部の教養的科目単位数などいくつかの点で反映されたものの、肝心の全学的シャッフルは行われなかった。というのも、ワーキング2において既に作成されていた定員移行配置を含む全学改組計画表は、それまでの経緯からして当然のことながら、教養部の意向は何も反映されていないにもかかわらず、各学部はこの定員配置を前提として改組計画を立てていたからである。2月7日の第7回第三次委は、この事態をやむを得ないと受けとめた上で、少しでも事態を打開すべく、対外的な主張の中心を定員配置等の具体的問題へと転換する

ことにした。この直後、事態は再度急変する。

教育学部のリストラをめぐって、教官定員の大幅移動に伴い主要5教科の教育を教育学部から移動させることを求める他学部と、これを維持したい教育学部との間で、激しい対立が続いていた。ところが、2月17日の第166回将来委で学長が、文部省教育大学室から教育学部の主要5教科維持の示唆を受けた旨の報告をする。この情報を確認すべく、21日に教育学部改組計画の文部省説明を行うことになり、22日の将来委で、5教科の絶対維持ではないものの、ほぼ学長報告どおりである旨の報告があった。これにより、2月10日を目途にまとめられた各学部の改組案は、教育学部からの定員移行数を少なくする形で練り直されることになった。しかし対立は従来より激化する。それまでは、30名までしか定員を拠出できないとする教育学部とともに出させたい他学部の攻防で、他学部の攻勢が目立っていたが、これ以降は、教育学部が5教科維持に必要な最低線を提示し、12名以上は頑として譲らなくなつたからである。

第三次委も20日に第9回、23日に第10回の委員会を開き、教養部としての対応を検討した。その結果、第9回では、「現在の状況はまともな状況とは言い難く、とても教養部が改組に乗れる状況ではない」という認識を持つが、第10回では、「教養部としても全学の動きに対応せざるをえ」ないということになり、全学的シャッフルを主張しつつ、定員配置等の具体的な要求を行う路線を継続することになった。そこには二つの期待があった。一つは、再度教養部の意見が入れられる可能性が出たことへの期待である。実際、各学部との個別の話し合いが、教養部会の了解を得て、3月末から4月前半にかけて持たれ、いくつかの学部では一定の成果を見る。もう一つの期待は、この混乱・対立で平成8年度概算要求は無理となり、もう一年改組が延びて時間をかけた検討ができるようになるのではないかという期待である。もしそうなった場合、教養部の立場を悪くしないためにも、今は全学の動きについていった方がよいという判断がそこにあったのである。

この1～3月の間、第三次委が同時にもう一つ重点的に検討していた問題がある。今年部分的に認められた改組をめぐる問題、とりわけ自然科学研究科地球環

境科学専攻の新設に伴う教養部定員 6 名の振替によって生じる現員分属問題である。これは調整ワーキングでその条件整備が行われ、第三次委の委員長が第二次委を引き継いでその委員となることで、教養部の意見を反映させていった。その中で難しかったのが、移行する現員の確定と現員異動の形態だった。前者は主に教養部長が担当したが、第三次委としては学部と移行が予定されている関連教室との話し合いなどを設定し、両者の仲介役を果たした。後者については、当初教養部の意向が、教養教育の現状維持のために教養部を縮小させないようにしたいという点にあったので、第三次委は、学部移行後も教養部教官を兼務し、事実上教養部構成員として教養部教授会等に出席し、学部教授会等にはオブザーバー参加する形で案をまとめ、調整ワーキングでも了解をとった。ところが、教養部会にこれを諮ると、学部教官として本来持つ教授会に出る権利の制約が問題となり、第三次委では本来の身分どおりに学部教授会等に出席し、教養部教授会等へはオブザーバー参加する形に180度方向転換することになった。調整ワーキングでは他学部から非難を浴びたが、結局了解をとり、3月20日の第623回教養部会で定員移行が承認され、教養部長交代後の4月4日の第327回教養部教授会で現員 6 名の学部への割愛人事が承認された。

4・5月の第三次委の仕事は、各学部の新しい改組案を全学的に調整し、かつ外国語教育研究センター案を作成するワーキング 2 との駆け引きが中心となつた。全学的シャッフルによる学部改組を主張してきた教養部では、教育学部の小規模リストラに反対の声が多く、前年度計画では教育学部へ移行する予定だった 9 名分の定員の再配置への関心も高かった。これらについて教養部の意向が受け入れられない限り、改組案に対する教養部会の賛成は得られ難いというのが第三次委の認識だった。これに対しワーキング 2 は、定員再配置に関する教養部の意向には理解を示したもの、概算要求案作成を最優先として教育学部の小規模リストラ案に次第に傾いていく。結局ワーキング 2 の座長は、5月15日の会議で、教育学部からの定員拠出を14名として、学部間の調整に入る案を提案する。ワーキング 2 の教養部委員は、同日の第18回第三次委・16

日の第627回教養部会の検討を受けて、17日のワーキング 2 でこれに強硬に反対する。結局ワーキング 2 は教養部の反対意見を19日の第170回将来委に持ち込むという条件を付けて座長提案を了承する。将来委でも教養部長は承伏しかねる旨の意見表明を行うが、この結論を覆させることはできず、5月末から6月初にかけて定員調整が行われることになった。一方教養部は、23日午後の臨時部会で、同日昼の第20回第三次委の検討を受けて、将来委での部長発言を文書化することを了承し、「大学改革に対する教養部会の要望」を24日の将来委で学長等に提出する。これに対し、6月2日の第173回将来委で、苦惱の選択として教養部に理解を求める学長見解が出されることになる。いよいよ改組関連の概算要求を、教養部が承諾するかどうかの決断の時期が迫ってきていた。

概算要求の承諾に関連するポイントは、もう 2 点あった。一つは教養教育実施機構案で、これは案を作成するワーキング 3 の委員が教養部教官中心で、第三次委や教養部会との連携を図ったことにより、教養部の意向をかなり反映したものになっていた。昨年11月段階の案は少しずつ手直しされ、分担部局を設けて学部責任体制を取る部分は次第に内実が小さくなり、総合科目以外の教養的科目は事実上、専門家集団である系を基礎とする体制となっていた。さらにこの機構を立ち上げるための方法なども検討され、5月15日の第73回学部教育等委で文部省説明用の機構案は了承される。もう一つは外国語教育研究センター案だったが、これは最後まで教養部の言語系教官の協力拒否にあった。「清算事業団」的イメージが払拭できなかったこと、「外国語教育の研究」という主旨が納得されなかつたこと、小さすぎて何もできないという危惧があることなどがその原因だった。しかし、案は文学部・教育学部の言語系教官の助けもあって、何とか概算要求できるところまでこぎつけていた。

6月の第三次委は、概算要求に対する教養部の対応方針が主要課題となった。数回の討議の結果、6月19日の第24回第三次委は、概略次のような結論を出す。

「第三次委は発足以来、一昨年11月30日の第591回教養部会で確認された 4 条件と、昨年5月10日の第601回教養部会で確認された 3 条件を実現できるよう努力して

きた。しかし我々の意向は一部反映されたものの、十分であるとはいえない。それ故、現時点での本委員会から、今年の改組案に賛成するという結論は出し得ない。しかし、全く全学が動かなかった訳でもないため、改組案は全く評価できず概算に反対の決議をすべきであるという結論も簡単には出し難い。さらにいえば、教養部の意向実現の山場はむしろこれからであり、本委員会でも今後引き続き努力しなければならない状況にあると考えざるを得ない。また、決を取ることについては、その結果どのような事態が予想されるかを検討・判断する必要がある。可となれば、先の学長への要望書と齟齬することとなり、教養部のこれまでの注文が全てご破算になりかねない。一方否となっても、概算要求案を潰せると考え難く、むしろ教養部が縛られて、その後の一切の改組作業にはタッチできなくななりかねない。これらの状況を踏まえ、本委員会としては、決を取らずに教養部の意向を主張し、今後の作業の中で意向を実現すべく対応するために、改組関連の平成8年度概算要求に対し今回の時点では同意できない旨の声明を出す。」この提案は、20日の臨時教養部会で審議され、委員会作成の「金沢大学平成8(1996)年度概算要求に対する教養部会の声明(案)」を一部修正の上採択した。

教養部長は、6月23日の第174回将来委及び第554回評議会でこの声明を朗読・説明するが、審議の結果、8年度概算要求の具体的取り扱いは例年どおり学長一任となった。大きな混乱もなく教養部の同意なしに学長一任ができた背景には、8年度概算要求は7年度概算要求を基礎とするということが、前教養部長在任時に全学的に了承されていたことがあった(この了承は教養部会にきちんと報告されていなかった)。結論は既に出ていたのである。結局、概算要求は8月31日に文部省から大蔵省に提出され、その通過は確実となった。学長は教養部会声明への見解(9月4日付)を出し、教養部の真摯な改組への取り組みに敬意を表すとともに、問題点の指摘を十分に受けとめる旨を表明し、さらなる教養部の理解と協力を求めることがある。

第三次委の出した「声明」という対応方法が苦渋の選択の結果であることはいうまでもない。きちんとした結論を出したいという意見は教養部会でも少なから

ず存在した。それを抑えてこの対応が採択された背景には、教養部の各教官に、教養部解体を受け入れざるを得ないという状況認識と、それならばできるだけ自らの意向が尊重されるようにしたいという思い、それにそれを実現しようとしてきた第三次委への一定の信頼があった、と考えられる。そしてこの認識と信頼は、第二次委以来採ってきた、可能な限り全ての情報を教養部教官に提供するという基本姿勢によって生じたものと思われる。一年前の教養部会の対応との相違は、合意形成における情報公開の重要性を証明するものといえよう。

5. 第四次組織改革検討委員会

概算要求事項が決定した直後から、第三次委は、それが通過した場合を想定しつつ、具体的な問題の検討に入っていく。まず、来年度の教養教育実施の問題が検討され、概算要求の結果に関わりなくその原案は教養部が中心になって作ることの確認を学部教育等委に求めて了解を得るなどの手を打っていく(6月27日第25回、7月29日第29回)。また、教養教育実施機構の立ち上げに向かっての全学的な作業が始まることに応じて、これに関連する諸問題を細部に渡って検討し、委員長を通じてワーキング3に反映したり、学部教育等委で学部に問題提起したりした(6月27日第25回、7月4日第26回、25日第29回、8月22日第32回)。ついで、教養部教官の現員分属に関する作業が始まることに対応して、あらかじめ「現員移行作業についての確認事項(案)」が検討され(7月4日第26回、11日第27回、18日第28回)、調整ワーキング再開(7月28日第9回)後もこれへの対応が検討された(8月17日第31回)。一方、教養部が協力を拒否してきた外国語教育研究センターについても、7月21日の第175回将来委で同センター検討小委員会を発足させることを決まり、24日の第78回学部教育等委でその構成員に教養部から外国語関係教官若干人を加えることが決まると、これに応じていく方向での検討を始めた(7月25日第29回)。

これらの課題は第三次委の任期の8月末で終わるものではなく、むしろその後が正念場であった。それ故に、これを引き継ぐ第四次組織改革調整委員会(以下「第四次委」と略す)の設置が教養部長から提案され、

7月25日の第632回教養部会で了承され、委員が選出された。選出された委員は第三次委と全く同じで、このことは第三次委の方針が教養部会に承認されたことを事実上意味していた。

第四次委は9月5日に第1回委員会を開催した。もはや来年3月の改組は確実であり、以後の各問題の検討はこれを前提としたものとなった。最終的には、3月18日まで24回の委員会が開かれたが、この間最も多くの時間を費やして検討が重ねられたのは、「教養教育機構」(従来は教養教育実施機構と呼んでいたが、10月からこの名称に変更された)に関する事項である。諸規程の作成から系所属者名簿の形式まで(全学教官の系への所属意向調査は7月10日段階で既に実施されていた)全ての問題が、ワーキング3での検討以前に第四次委で話し合われ、教養部教官の意見を聞きながら学部教育等委へと上げられていった。この間かなりの変更が加えられ、また教養部から教養教育機構への引継方などの検討も行われたが、紙数の都合もあるので、それらについては割愛する。

予算・建物や事務体制に関する問題も、目前に迫った現実課題として、10月から登場した。10月12日の第80回学部教育等検討委員会で、教養教育の経費に関する検討するワーキンググループ4(以下「ワーキング4」と略す)の設置が決ると、教養部からの委員に第4次委の委員1名が推薦された。ワーキング4は11月中に、教養教育に要する経費の拠出は学生積算公費1年半分とし、現教養部施設における教官の研究にかかるランニング・コストの拠出は所属学部が移行する現員数に応じて負担するという原案を作成、12月7日の第84回学部教育等委で了承された。ただし、この間一つの議論となつたのが、教養部における教室勤務員の問題で、各教室に1・2名いる勤務員の整理・集中化が学部からは要請されていた。10月27日の第8回第四次委は、現行のままいくことは無理と考え、勤務員を教養教育に必要なスタッフとして位置付け直し、勤務を教室から系に対応するものに整理する方針を出し、ある程度この要請に応えていくことにした。その後、事務側の検討を経た上で第四次委で再度協議し、勤務員自体を廃止し、他の係に配置換えすることになる。この他、予算・建物・事務体制関連で検討し

た問題を列挙すると、教養部図書室の中央図書館への吸収及びそれに伴つて起こる図書購入手続きの問題、教養部棟の名称変更(96年1月19日の第180回将来委で「総合教育棟」に決定)、総合教育棟の利用区分とその後の建物問題に対応できるようにするための「総合教育棟利用者会議」の設置提案、教養部事務組織の「庶務部企画調査室」への変更とそれに伴う事務手続きの問題、室名札等表示変更の問題、などが挙がる。これを機に事務面などのリストラが進んだことが窺えよう。

苦労したのは、外国語教育研究センターと現員分属の問題だった。前者は、設置が確定的となつても教養部の言語教官の間では否定的な見解が主流を占めていた。そこで9月13日の第3回第四次委は、10月からスタートする外国語教育研究センター小委員会への対応方法として、1)小委員会委員がセンターへの移行を強いられない、2)センターの理念・組織・運営についてゼロから検討する、の二前提の下に委員を出すことを教養部会に提案し、3名出すことで了承を得る。ただし全委員の選出はすぐにはできず、小委員会の発足時には1名足りなかった。その後第四次委は小委員会の委員と連携を取り、時には委員会にオブザーバー参加してもらいながらセンター構想を検討していった。しかし、センターの管理・運営に関する部分で、できる限りセンター教官の自主的権限を強くかつ明確にしていきたい教養部委員と、形だけでも他のセンターと同じにしていきたい他の委員との意見対立が次第に表面化し、12月には第四次委でセンターの諸委員会方式や諸規程の教養部案が作られることになった。この対立と調整は96年2月まで続き、最終的には、将来委の下に作られた外国語教育研究センター設置準備委員会の、さらにその下に作られた同管理運営方法検討委員会の調整を教養部が了解して、センター発足の目途がつくことになった。

現員分属の問題はもっと難航した。現員分属に関する原則・条件整備は調整ワーキングで検討され、「教養部現員分属に伴う主要事項の整理」という形でまとめられたが、既に部分改組に伴つて4月までに大筋がまとめられていたので、さほどの時間を要することなく、9月21日の第9回調整委で了承された。同委員会では、

これを踏まえて、教養部教官に対する各学部等の説明・懇談会を10月9日に実施することを決定し、翌日の将来委で了承を得る。第四次委もこの状況を受けて、分属先希望調査の実施を教養部会に諮ることにしたが、センター構想が固まっていない点などが問題となり、了承が得られたのは10月17日の第636回教養部会においてであった。10月末におけるアンケート結果は、文27、教育3、法7、経済7、理7、医2、薬2、工10、外国語教育研究センター2、希望先を書かず意見のみ5、未提出4、であった(教官総数76)。予算定員との相違は少なくなく、学部等の側の希望と教養部教官の希望とに大きな隔たりがある部分もあった(とりわけ文学部は希望者数の問題以上に、中講座という改革自体が教養部では小講座制的発想に基づく閉鎖的なものと理解され、非難の的となつた)。これらの調整作業には教養部長・評議員が当たったが、調整に関係して派生する複雑な問題を協議し、調整作業の方向性を確定していく場として、第四次委は機能した。実際には多くの問題がこの調整とリンクしており(例えば先の外国語教育研究センター問題も分属先として魅力あるものとしなければ調整に大きく影響するという側面があった)、第四次委がこの機能を持つのは当然であった。

最終的に教養部教官の現員移行案がまとまり(文14、法12、経済11、教育4、理9、医2、薬3、工13、外国語教育研究センター7、留学生センター1)全学的な了承を得るのは、96年2月13日の第19回調整委及び第182回将来委においてである。同日午後臨時教養部会が開かれ、教養部長が、これまで教養部が本学の大学改革に参画してきたのは作業仮説として対処してきたものであること等の経過報告を行い、96年4月1日の改組及び配置換えを了承願いたい旨の説明をした。教養部会は協議の末、これを了承した。ついで2月22日に臨時教授会が開かれ、各学部・センターからの割愛願いを審議、了承した。ここに教養部の解体分属が最終決定されたわけである。ただし、第四次委はその後もいくつかの問題を討議しなければならず、3月18日の第24回まで続いた。翌19日、最後の教養部会(第647回)が開かれ、部長の謝辞をもって終わった。

第四次委は、ある意味改組確定後の事後処理委員会

であった。しかしそれは他の委員会に比べ、最も多くの事務量をこなした委員会でもあった。教養部教官の意向を現員分属などでは十分には反映できなかつたが、教養部から教養教育機構へのスムーズな移行にはかなり成功したといつてよい。それができた背景には、教養部側からの条件で改組とカリキュラム改編の同時進行をしなかつたことと、教養部会が最後までその改組を決定せず、ねばり強く交渉したことが挙げられよう。しかし、カリキュラム改編をしなかつたことは、組織とカリキュラムの不一致という事態を生むことになり、多くの課題が残された。この課題の処理方法も、第四次委などでの検討を基礎に、学部教育等委で話し合われ、新しくできた教養教育機構の研究調査部でカリキュラム改訂の原案を作成することが決められている。

おわりに

以上、1991年頃から時間を追いながら、教養部改組の経緯を概述してみた。改めて整理して気がつくことは、情報公開と民主的手続きの重要性である。第二次委以降、これに大変な神経を使った。もしこれを十分に行わなかつたならば、果たして教養部が改組に同意していたかどうか分からず、異常事態も起つり得たかもしれない。多くの教養部教官が、問題や事態をよく理解し、自らの利害を離れ、大学全体を見渡しながら討議できたのも、このあり方と関連している。教養部各教官のこの経験が、分属先の部局で活かされることを期待したい。

また短い期間に様々な問題が次々発生し、これによく教養部は対応できたものだと、書きながら改めて強く感じた。しかしこの他にも、臨増定員の問題、医学部保健学科をめぐる問題、教養教育機構設置をめぐる詰めの問題など、ここでは取り上げきれなかつた問題がまだいくつか残っている。実際の糾余曲折はさらに激しいのだが、これまで含めて描く力量は今の筆者ではない。時間をおいて、改めて総括できたらと思う次第である。